

軍事作戦と軍事占領政策 －第2次世界大戦期東チモールの場合－

野村佳正

はじめに

米国のイラクにおける占領政策に対し、様々な報道がなされている。これら報道の多くは、軍事作戦において水際立った見事さを見せた米軍が、占領政策については適切さを欠き、その統治に苦しんでいるというものである。確かに、米軍が頻発するテロによって軍事作戦以上の被害を出しているという事実を見れば、これも確かなようにも見える。では、果たして米国の占領政策は不適切なものである、と言い切れるのであろうか。この疑問を解くためには、そもそも軍事作戦と軍事占領政策についてどのような関係があり、また軍事占領政策とは実態的にどのようなものか、という問いに答えることにより明らかになるであろう。

この際、第2次世界大戦期の東チモールに注目した。その理由は3つある。まず、第2次世界大戦期における東チモールの戦略的重要性である。この戦略的重要な地域においていかに軍事作戦が行われ、いかに軍事占領政策を行おうとしたかを明らかにすることにより、軍事作戦と軍事占領政策の関係を明らかにすることができるであろう。次に、国際環境の複雑性である。最後に、日本軍は現地において道路構築もしくは水田開拓といった社会資本を充実させた後、ほとんど全員が無事に帰国を果たした、という事実である。国際環境の複雑性に苦しみつつも、軍事占領政策に一定の成果を得、帰国できたということは、軍事占領政策の実態を明らかにし、かつその教訓を明らかにすることができるであろう。

ただし、軍事占領政策は何も東チモールのみに行われたわけではないし、それぞれの地域に特有な事情があろう。つまり、東チモールの場合のみから教訓を抽出する限界もまたあらかじめ指摘しておかなければならない。

さて、本研究に際して、軍事占領政策の実態に関しての文書資料に乏しくかつ終戦とともに処分されてしまったため、生存者に対する聴き取り調査、部隊史及び回想録に拠らざるを得なかった。しかし、これらだけでは公正さを欠くため、軍事合理性の面からこれを分析し、元台湾特別志願兵の証言からこれを確認する。確認の手段として台湾特別志願兵の証言を用いたのには、理由がある。彼らは、現在外国人であるため中立の立場をとることができる。また、初年兵であったことから最も現場に近く実態を知る立場にあった。したがって、当事者よりも客観的な目で眺めることができると考えたからである。

さて、軍事占領政策とは、未だ交戦状態にある軍が、その作戦目的達成にあたり、一時的に軍事占領した地域に対し、その作戦を有利にするために軍が主体として行う諸政策を指す。例えば、第2次世界大戦中に日本軍が行った東南アジア地域に対する軍事占領政策や独・伊軍が東欧地域で行った軍事占領政策がこれにあたる。一般占領政策と軍事占領政策の間には、軍事力が諸政策の実施を保障する手段であることにその類似点を見出すことができる反面、その一方で目的に照らし大きな相違がある。前者は国家目的達成の諸政策であるのに対し、後者は今現に戦われている作戦目的達成のための諸政策であるという点である。したがって、軍事占領政策の実施は作戦の一機能ともいえる。

この軍事占領政策は、軍政と称されることも多い。しかし軍政は軍事占領政策と同義である一方、国家が軍隊を維持管理し、その目的のために国民に兵役その他の負担を課する事務、というまったく別の概念もあるため、ここでは混乱を生じないように軍事占領政策の語を使用する。なお引用文において「軍政」を使用した際には「軍事占領政策」と同義であることを理解されたい。

1 作戦構想と軍事占領政策

(1) 開戦初期軍事占領政策とチモール

開戦に際して、南方要域の占領地行政のあり方は、1941（昭和16）年11月30日の「南方占領地行政実施要領」（以下「行政実施要領」と略記する。）に示された¹。これは当分の間、軍事占領政策をもって占領統治を実施することを意味していた。また、大本営陸軍部は「南方作戦に伴う占領地統治要綱」（以下「統治要綱」と略記する。）を定め²、担任及び軍事占領政策に対する陸軍の態度を定めた。さらに、大本営陸海軍部間で、「占領地軍政実施に関する陸海軍中央協定」（以下「軍政中央協定」と略記する。）を締結し³、担任地域を決定した。

この策定にあたって、まず問題となったのが、いかなる形態の占領政策を行うべきか、言葉を換えて言えば一般的な占領政策を行うべきか軍事占領政策を行うべきかであった。というのも、「帝国国策遂行要領」策定時、海軍は今後2ヵ年の西太平洋制海権の保持を保障したが、これはとりもなおさず、2ヵ年の間に南方要域の占領を行い、かつ行政の浸透と建設を行わなければ戦争目的を達成し得ないことを意味していた。であるならば、南方要域を占領した後の占領行政のあり方としては、軍の作戦遂行を重視した場合は軍事占領政策が、政府による行政の浸透及び建設を重視した場合は政府による占領政策が望ましい。東郷茂徳外務大臣は、「占領地域に対する軍政運営機関を我が施策の進捗に伴って政府設置機関に転換する。」旨を方針中に入れることを強く主張したが、過早に行うべきものではないとの趣旨で末尾に備考として付記されることとなった。

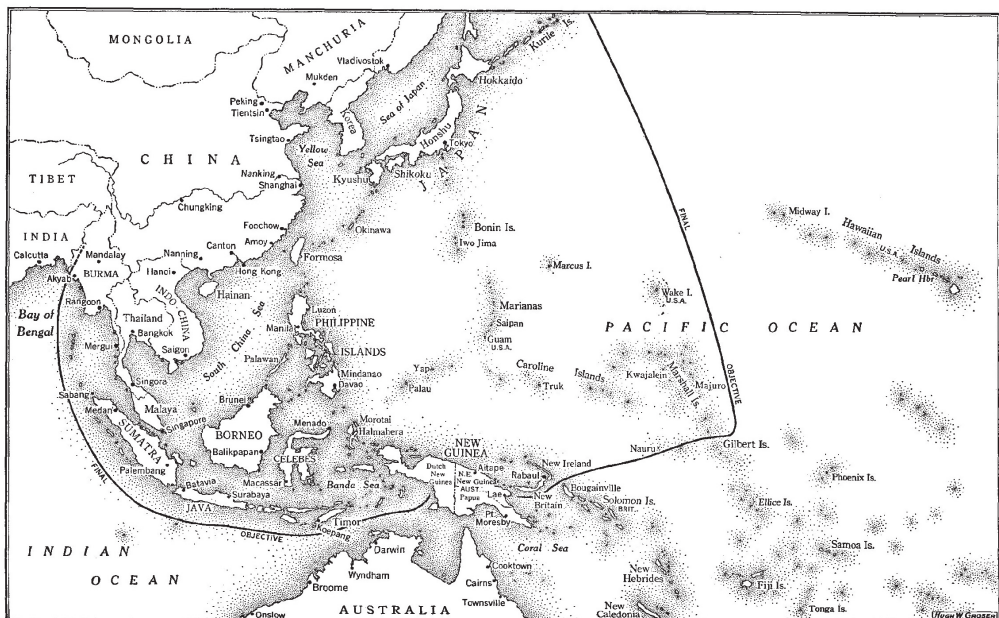
軍事占領政策の目的は、「行政実施要領」の方針によって明らかである。それは、「治安の回復」、「重要国防資源の急速獲得」及び「作戦軍の自活確保」であった。またその要領として、第1に「極力残存統治機構を利用と従来の組織及び民族的慣行の尊重」、第6に「軍票使用の制限」、第7に「資源獲得、自活確保の民政に対する優先」が挙げられていた。要するに、占領行政の安定のために、原住民に対してできるだけ配慮はするが、作戦目的達成のためにはある程度負担を強いることもやむをえない、という考え方であった。

大本営陸軍部は「行政実施要領」に基づき、11月25日、「統治要綱」を定めた。この中で、軍事占領政策の担任を軍司令官と定め、実施にあたっては特務機関があたるが、治安の維持に関してはこの特務機関は関係兵団長の指揮を受けることとされていた。また、重要資源の取得は、軍指導のもと民間業者があたるものとされ、軍が直接的にこれにあたることを制限している。つまり、陸軍は、軍の主要な任務である作戦に没頭するために最小限不可欠の軍事占領政策は実施するものの、それ以上のことには抵抗があったものと思われる。

さらに大本営陸海軍部間で、26日、「軍政中央協定」を締結したが、その中で最も紛糾をしたのが担任地域の問題であった。というのも、既述のとおり、ある地域の軍事占領政策の主担任を陸海軍のうちどちらが負うかという問題は、その地域でどちらが優先的に物資の調達や補給ができるかの問題に直結したからである。要するに、戦利品の分配問題であった。陸軍は、陸上の軍事占領政策であることから陸軍を主担任とし、海軍作戦上必要な地域や施設は、その都度海軍の使用に供すべき、といういわば機能別の考え方を示したが、海軍は地域別の考え方を主張した。その理由としては、海軍作戦と資源確保のため、陸上や島々も必要であり、また軍事占領政策を行う力もある。さらに対米正面たる東方地域においては海軍が行うのが至当とするものであった。これに対し、陸軍は支那事変において陸海軍で資源や施設の取り合いをしたという苦い経験から、地域別の考え方に敢えて反対をしなかった。したがって、陸軍は、香港、比島、マレー、スマトラ、ジャワ、ビルマ、英領ボルネオを、海軍は蘭領ボルネオ、セレベス、モルッカ諸島、小スンダ列島、ニューギニア、ビスマルク諸島、グアム島をそれぞれの主担任と定めた。つまりチモールを含む小スンダ列島は海軍の担任となったため、海軍が主体的に軍事占領政策を行うこととなったのである。

ところが、戦争の推移に伴い、これが極めて大きな問題となった。なぜなら、日本軍が優勢であった時期においては、相互の担当地域に異なった軍種の部隊がそれほどなかったため、この地域別の考え方も陸海軍の摩擦を生ずることなくスムーズに行われるという確かに合理的な面があった。しかし、ミッドウェイ海戦以後、海軍の陸上部隊が不足するとともに、ソロモン及び東部ニューギニア方面からの連合軍の攻勢に対処する戦略守勢の段階に入ると、当然海軍地域に対し、島しょ防衛のために陸軍兵力を進出させなければなら

ず、結果的に陸軍が防衛の主体を担うようになった。とすると、目的から考えて、陸軍が軍事占領政策を担任するほうが望ましい。であるにもかかわらず、担任地域には変更が加えられなかったため、例えば飛行場及び揚橋施設等の建設において、その都度建設の時期・要領について陸海軍間の交渉は紛糾し、建設部隊進出の遅れを生じたり、そのための現地資源の取得にも大きな問題を生ずるようになったのである⁴。つまり、連合軍の反攻に直面して統合の実を挙げ如何に適切に対処するかという大問題は、軍事占領政策においても等閑視されていた、と言える。



出所：Lionel Wigmore, THE JAPANESE THRUST (Canberra: Australian War Memorial, 1957), p. 112

(2) チモールの特性と占領経緯

チモール島は、地理的環境、多様な関係国、日本軍の軍事占領政策担任の3点で特徴的であった。

地理的環境について言えば、第48師団長であった土橋勇逸中将の言葉である「未開そのもの・・・おそらく神武東征時代といえあたらずといえども遠からず。」⁵に代表される。そのうえ中央部で、西半はオランダ領、東半はポルトガル領に分割されており、島全体で台湾よりやや狭い島であった。人口は約100万弱であり、島の大きさの割には人口粗散な地域と言える。また自然は厳しく、雨季乾季に分かれており乾季にはほとんど雨が降らないが、雨季には一転スコールが続き全てを洗い流してしまう状況であった。このような環境では産業も発展しにくかった。産物といえばコーヒーぐらいで、石油は有望とされてい

たが、未だ開発されていなかった。さらに農業技術は焼畑農業の域を出ず、原住民の常食はトウモロコシであったが生産高は限られており、端境期にはあばら骨が浮き出てくるくらいの飢餓線上の地域と言えた。このような地域においては、部族が社会秩序の中心を占めており、一山越すごとに言語も違い、かつ厳しい部族対立が生じていた。このような厳しい自然環境や部族社会の下において、道路や水利施設といった社会資本は皆無に等しく、常続的に使用できる道路はクーパンからアタププ及びデリーからラウテン間のもののみであった⁶。このような状況にあって、宗主国であるポルトガル政府は、原住民に対して中等以上の教育は施さず、人頭税を課すばかりで積極的な近代化をする意志はなかった。つまり、チモールは過去に日本軍が軍事占領政策を行った満州や中国とはまったく違った地域であり、今までの経験はほとんど役に立たなかったと考えられる。

次に、日本軍占領の経緯がチモール作戦に対する関係国の複雑さをもたらした。開戦直前の日本軍、特に南方攻略のために編成した南方軍の進攻構想は、第14軍をもって比島を、第25軍をもってマレーを攻略した後、第16軍をもって蘭印を攻略する予定であった。この第16軍は、第2師団、第38師団、第48師団及び坂口支隊（混成第56歩兵団基幹）をもって編成されていた。そして、その作戦構想は、当初坂口支隊をもってダバオついでボルネオを、東方支隊（38師団の1個支隊）をもってアンボン及びクーパン（西チモール）を、38師団主力をもってスマトラを攻略した後、軍主力をもって蘭印の政経中枢であるジャワを攻略するというものであった⁷。つまり、当初ジャワ外郭要地を攻略して、ジャワを孤立化させた後、軍主力の決戦指導を企図したものと考えられる。ここで注目すべき点は、この構想段階ではチモール島全島の占領、つまり中立国ポルトガルの領土である東チモールは攻略の対象となっていなかったことである⁸。しかしながら、開戦直後の1941（昭和16）年12月17日、東チモールに豪州軍1個中隊（500名）、蘭軍250名が進駐したことにより状況が一変した⁹。日本軍から見れば、チモール島はジャワ攻略のための外郭要地に過ぎないことから、蘭領のみの占領で十分目的を達成できるわけであるが、豪州軍から見れば、チモール島の喪失はシンガポールとのアクセスを奪われることであり、これは英本国との連絡が遮断されることを意味していた。つまり、豪州にとっては死活的意味を持つ地域であったのである。それにもかかわらず、ポルトガルの駐留兵力は1個中隊程度に過ぎず、とても独力で中立を維持できるようには思えなかったのであろう。かくして豪州軍は、ポルトガル政府の同意を得ることなしに、開戦直後に、いわば緊急避難の形で進駐したのである。東チモールに豪州軍が進出したという事実は、日本軍にとっては蘭印攻略作戦上憂慮すべき事態が生じたといえた。したがって、直ちに大本営は南方軍及び海軍の意見具申により、東チモールも攻略することを決定した。この際、進攻後占領し続けるかどうかで、東条首相と永野軍令部総長の間で激論が戦わされている。東条首相は敵国を増や

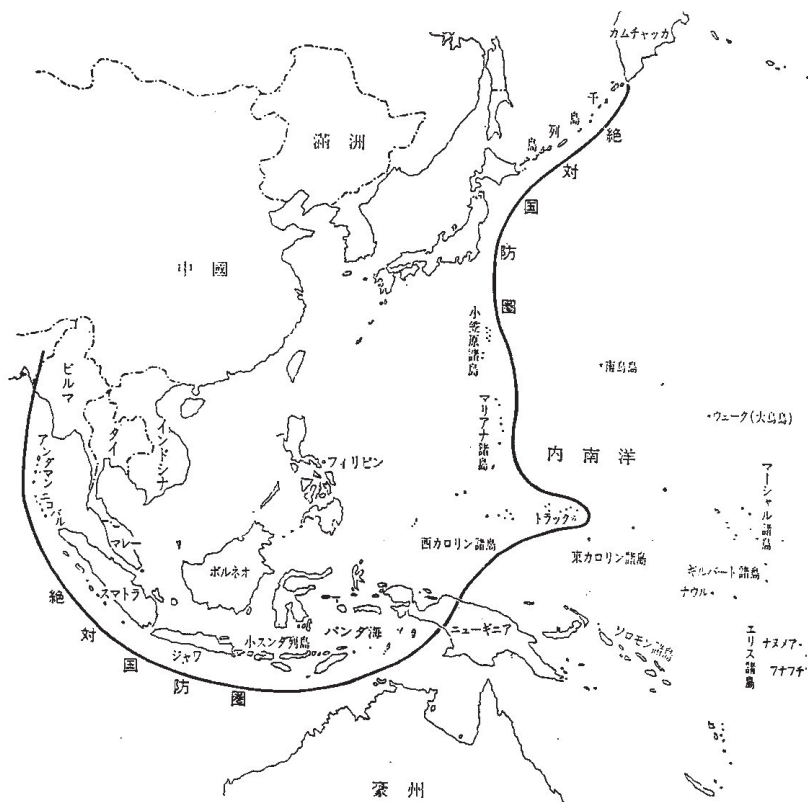
さないという政治上の立場から「作戦目的達成後速やかに撤収」を主張し、永野総長は作戦上の立場から「豪州作戦上これを確保」を主張した。その後両者は歩み寄り「英蘭豪軍掃蕩後、ポルトガルの中立保証に限り撤収」に決した¹⁰。東方支隊は、1942（昭和17）年2月19日、海軍の掩護のもと、支隊主力をもって海軍降下陸戦隊と協同し蘭豪軍を撃破し、西チモールを占領した。また、1個大隊基幹をもってデリー（東チモールの首都）を占領した。しかしながら、捕捉を免れた蘭豪軍は、チモール島中央部の山岳地帯に立て籠もり、付近原住民も交えて日本軍に対し抵抗を継続したのである¹¹。つまり、日本としては、先に豪州軍が進攻したとはいえ、東チモールは中立国の地域であり、そのような地域で英米が後援する豪州軍と戦い、そのために占領を継続するという極めて国際関係の観点から複雑な状況となった。

このような状況をいっそう複雑にしたのは日本軍内部の事情、つまり軍政担任と警備兵力の問題であった。「軍政中央協定」を締結時においては、軍政担任に任ずる軍が警備兵力を提供する考え方になっており¹²、軍事占領政策上合理的であった。ところが1942（昭和17）年、ミッドウェイ海戦敗退後、海軍陸上兵力を中部太平洋に抽出する必要性が生じ、またガダルカナル戦以降、海軍航空兵力をソロモン正面に抽出するようになると、現実問題として海軍独力でチモールを守備することは困難となり、海軍側の要請により陸軍戦力を推進する必要に迫られた。また、陸軍もかねてからジャワ駐屯の第16軍からラバウル駐屯の第17軍までの5000キロにわたり陸軍兵力が不在であることに不安を感じていた。そこで陸軍は海軍の要請に応じ、1942（昭和17）年10月、第16軍に対しセイロン島攻略準備中の第48師団をチモール島に進出させることを命じた¹³。軍事占領政策の目的に照らせば、この際、「軍政中央協定」を改定し、陸軍が軍事占領政策を担当するのが適切であったと思われる。しかし、現実問題として中部太平洋及びソロモンで苦戦を続けている海軍に対し、陸軍が戦利品とも言える軍事占領政策の実権を奪うことは不信を買うばかりでとても提議できる状況ではなかったと考えられる。このような中で軍事占領政策の担任は引き続き海軍が行うことになったが、それも西チモール（蘭領）に限られていた。というのも、日本国政府は東チモールにおけるポルトガルの主権を尊重することを声明していたため、公式には軍事占領政策を実施することは不可能だったのである。ただし、1942（昭和17）年10月ポルトガルに対する原住民の一斉蜂起により、その統治機構が全く麻痺し、現地ポルトガル総督は日本に保護を求めたため、第48師団から先遣されていた安部支隊長はこれに応じ、東チモールの治安維持はこれ以後、第48師団が負わざるを得なくなった¹⁴。つまり、実態としては海軍民政府がチモール島西半分の軍事占領政策を行うものの、警備兵力の関係から治安維持は全島にわたり陸軍第48師団が行うという、これまた複雑な様相を呈したわけである。

(3) 絶対国防圏構想と第2方面軍の地位

ガダルカナル島撤収発令直後の1943（昭和18）年1月7日、西ニューギニアからチモール島までの守備に任ずる第19軍が新設され、第48師団もその隷下部隊となった。これにより、表面上は東ニューギニアにおいてポートモレスビー攻略作戦中であった第8方面軍隷下の第17軍との間に、陸軍戦力の空白を防ぐことはできた。しかしながら、ニューギニアは広大であり、また未開であったことから、現実問題として両軍の連絡はほとんど不可能であったし、また実戦力の展開も遅れていた¹⁵。

このような状況においてソロモン方面での戦勢は連合軍が支配するところとなった。かくして、戦略守勢の態勢に移行するため、1943（昭和18）年9月30日、「今後採ルべき戦争指導ノ大綱」の決定を見た。所謂「絶対国防圏」の決定である。



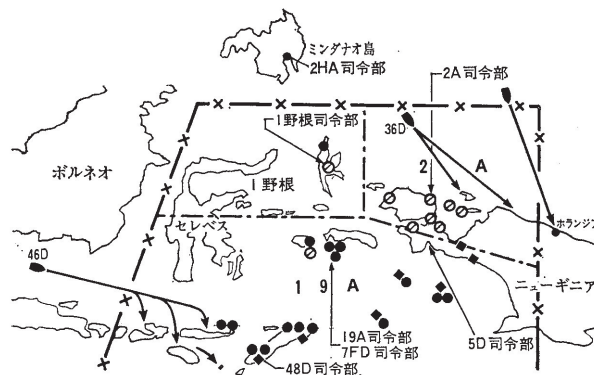
出所：『戦史叢書 大本営陸軍部<7>』（朝雲新聞社、1973年）195頁。

「絶対国防圏構想」は従来から指摘されているように絶対確保すべき要域を千島、小笠原、内南洋及び西部「ニューギニア」「スندا」「ビルマ」を含む圏域とし、内線屈敵の自由を保持しながら、本土及び大東亜圏重要資源地域に対する侵襲阻止、圏内海空陸輸送の安全

確保、大東亜圏内重要諸民族の政略的把握といった政戦略上の要請を充足するものであった¹⁶。このため、敵の反攻にあたっては陸海軍緊密な協同により撃砕することとしていた。一方、マリアナ正面が連合艦隊に配属した第31軍という軍規模の編成であったのに対し、この豪北正面を担当する第2方面軍は満州から招致した方面軍司令部に、第2軍及び第19軍を、そして最終的には第8方面軍隷下であった第18軍も併せ指揮させるといった絶対国防圏における米豪に対する最大の部隊編成であった¹⁷。つまり、陸軍としてはそれほど重視した地域といえる。では、第2方面軍への期待はどのようなものであり、また第2方面軍はどのように応えようとしたのであろうか。

当時、大本営は敵情見積りとして、連合軍は1944（昭和19）年中頃に（1）マーシャル諸島を経てマリアナ諸島、（2）ニューギニア北岸沿いにハルマヘラ島から比島、（3）チモール島、ハルマヘラ島から比島、に進攻するものと考えていた¹⁸。このうち最も公算が高いと考えられるマリアナ諸島確保については、その地理的特性から海軍が主体となり対処するように考えられた。これに対し、ニューギニア北岸沿い及びチモール沿いについては、陸軍戦力発揮が容易なことから陸軍主体で対処することになったのであろう。

大本営陸軍部は、「絶対国防圏構想」を受け、1943（昭和18）年10月30日、満州に所在していた第2方面軍司令部及び第2軍司令部に、豪北派遣を命令した。その任務は、西部「ニューギニア」の要域並びに「アル」「タニンバル」「チモール」、小「スンダ」各諸島の要地を確保することであった¹⁹。したがって、第2方面軍は第2軍に西北「ニューギニア」を、第19軍に西南「ニューギニア」、「アル」「タニンバル」「チモール」、小「スンダ」各諸島の要地をそれぞれ確保させることを命じた。この際、連合軍の船舶保有量及びその集積状況からニューギニア北岸沿いの進攻の公算が高いと見積もり、第2軍正面を決戦正面とした²⁰。



出所：『戦史叢書 豪北方面陸軍作戦』（朝雲新聞社、1969年）233頁。

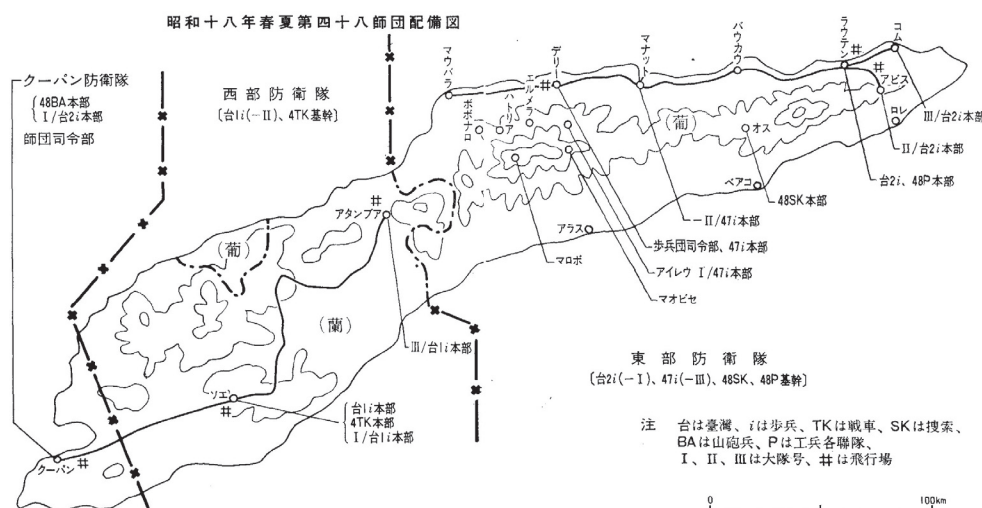
当時、陸軍は、ガダルカナル戦以降における苦戦の教訓として、(1) 航空優勢の確保、(2) 機動能力の付与、(3) 補給の継続を導き出していた。これを受けて第2方面軍は、「来攻する敵を撃破して臺北要域を確保して攻勢の機を待つ」を方針にし、重視事項として航空部隊の運用および海軍との協同を挙げている。このため、各地域に大小支とう点及び拠点建設し、この際、支とう点には飛行場群及び集積資材を含み要塞化することを考えていた。また、拠点は、陸海機動のための要地もしくは支とう点攻略のための戦術的要地として確保すべきものとされていた。さらに、予備隊増援のために通信及び陸海空機動のための資材を確保することや、軍需品の事前集積として1.5会戦分を確保することとしていた²¹。要するに、支とう点及び拠点をあくまでも保持し、戦機を作為して陸海空機動による増援部隊によって統合作戦の利を生かし、敵を撃破することを狙ったものと言える。広大な全くの未開の地であり交通が途絶している臺北正面においては確かに合理的と言える。ただし、これが実効を収めるには、防御準備に関しては敵の進攻前にその準備が完成していること、また防御戦闘に関しては海空の支援が相当に期待できることが前提になる。ところが実態は、1944（昭和19）年春には概成するように計画されたものの、飛行場設営部隊や軍需品の輸送までは船舶の数が不足、なけなしの船舶も輸送途上で敵潜水艦及び航空機による被害に遭い、まさに絵に描いた餅であった。したがって当然の帰結として、現地部隊が食糧の生産や機動路の開設を行わなければならず、そのための軍事占領政策を行わなければならなかった。しかしながら、既述のとおり、この地域の軍政担任は海軍であり、手続き上は原住民使役のためには海軍を通じなければならなかったのである。

(4) 第48師団の特性及び防御構想

ところで、支作戦正面である第19軍隷下でチモール警備を担当した第48師団は編成・装備、伝統及び編成担任地域の面で特徴的であった。また、置かれている状況から適切な防御構想を抱いていた。

1942（昭和17）年8月以降、チモールに駐留した第48師団は、日本陸軍に当時3つあった自動車化師団の1つであった。その編制として歩兵連隊×3、搜索連隊、山砲兵連隊、工兵連隊及びその他の部隊からなっており、いずれも自動車化されていた²²。したがって、道路がある限りにおいては機動性に富んだ師団であった。

また、第48師団はもともと台湾軍隷下の台湾混成旅団を基幹として編制されていた。1940（昭和15）年に、これに第6師団隷下の第47連隊等を加え第48師団とした。台湾軍は日清戦争後台湾を領有して以来、長年にわたり台湾の治安維持に任じてきたため、原住民の撫民に関し十分な経験を持っていたと思われる。また、1943（昭和18）年、台湾に特別志願兵制度が設けられるや、多くの台湾人が所属した部隊でもあった。



出所：『戦史叢書 豪北方面陸軍作戦』（朝雲新聞社、1969年）112-113頁。

さらに、編制担任地域が九州、沖縄及び四国であり、下士官兵は特別に選ばれたという意識を持っていた。ただし、師団長から見ると兵隊の素質として強い反面気も荒い。したがって、手綱を締める必要があったとされている²³。

この第48師団は開戦にともない、比島攻略作戦及びジャワ攻略作戦に従軍した、いわゆる陸軍きっての歴戦師団であった。

そして、この師団の絶対国防圏決戦指導時の防御構想は、「来攻する敵を撃破し止むを得ざる場合もクーバン及びラウテン飛行場を確保す。これがため海空部隊と協力し努めて水際に撃滅す」²⁴とされ、水際撃滅の追求という点で、第2方面軍の構想と異なっており、あくまでも支とう点たる飛行場を確保する点で同じであった。そして、その異なっている理由が方針選定の理由に見られる。方針選定の理由では、まず「本島防衛に協力する海軍殆ど期待し得ず、僅かに若干の航空部隊協力し得る程度なり」、次に「飛行場陣地は概成し且道路網も逐次整備し戦闘行動比較的容易となれり」、さらに「ニューギニア」方面の戦闘の経験に鑑み、逐次深刻となり特に水際撃滅に重点をおき止むを得ざるに至り逐次後退し飛行場陣地を確保す」、最後に「敵進攻判断は我の薄弱部を衝き逐次飛行場その他方面に殺到すべし」としている²⁵。つまり支作戦正面であるチモールでは、方面軍の思い描いている作戦の基盤たる海空戦力は期待できないが、完成はしていないにせよ道路を整備して自動車化師団としての特性を発揮できるようになったため、戦訓に鑑みても水際撃滅を追求するほうがよいと考えたのであろう。

ただし、この作戦方針は絶対国防圏決戦指導時の作戦構想である「陸海空戦力の統合発揮による反攻部隊の撃破」には、航空戦力を使用できないという点で遠く及ばない。なぜ

なら、当時の海軍戦力はマリアナ及び北ニューギニアをにらむのが精一杯であり、とてもチモールまでは手が回らなかった。したがって、この地域だけは陸軍のみで戦わなければならない、いわゆる全般作戦構想の中の支作戦正面であった。

全般作戦構想において成功を収めるためには、通常、主作戦正面に持てる資源を最大限付与し、支作戦正面には最小限付与する。逆説的に言えば、支作戦正面においては、最小限の資源で最大限の貢献を行わなければならないばかりでなく、少なくとも破綻をきたさないよう作戦を実行しなければならない。第48師団の場合、この鍵を握ったのが軍事占領政策の成否であった。なぜなら、自動車化師団の特性を考えれば、道路が必要なことは自明であった。しかしながらこの島においては整備された道路は少なく全周にわたって日本軍が建設しなければならなかった。また、方面軍の指導にも事前集積の重要性が述べられているが、1944（昭和19）年当時は制海空権を失っており、補給用船舶が全く入港できなくなっていた²⁶。補給品の中で弾薬類は固有の師団携行分もあり12基数（0.6会戦分）と十分とは言えないまでもそれなりの量はあったが、食糧備蓄は3カ月分と少なく、大問題であった。なぜならこの不足は師団全員が戦う前に餓死するという最悪の結果を招きかねないからである。

この道路整備及び食糧自給は、軍事占領政策の成果に期待する必要があった。逆説的に言えば、軍事占領政策が成功したことにより、道路整備及び食糧自給が可能になり、ひいては第2方面軍の支作戦正面の作戦構想を可能にした。それは第2方面軍の全般作戦構想に可能性を付与し、のみならず、絶対国防圏構想に可能性を付与にしたとも言える。

では、第48師団はいかに軍事占領政策を成功させたのであろうか。

2 チモールにおける陸海軍の軍事占領政策

（1）チモールにおける軍事占領政策の狙い

天然資源や産業に乏しいチモールにおいて、警備を担当する陸軍特に第48師団が求め得たのは、原住民の労働力のみであった。

この労働力を動員するためには、まず何よりも治安の回復が必要であり、これは「行政実施要領」に述べられているとおりである。また、第48師団の方針選定理由の末項に述べられているように、連合軍は薄弱部を衝くと考えられていたが、台湾ほどの広さの島に対し1個師団をくまなく水際に配備してはとても重点を形成できず水際撃滅の構想は成り立たない。したがって、水際に拠点を設けるとともに主力は後方に待機し、自動車化師団の利を生かして適宜重点形成を図ることになるが、そのためには、沿岸監視と道路整備が必要となる。これらの実施は第48師団のみならず原住民の協力に期待をするにしても、

そのためには治安の回復のみならず友好かつ協力的な原住民を育成しなければならない。さらに、連合軍による封鎖にともない食糧自給策を講じる必要があり、これにも原住民の協力が必要であった。つまり、撫民工作による友好な関係のもとに原住民労働力を動員し、道路整備もしくは食糧自給に、あるいは警戒の補助に使役することが軍事占領政策の狙いであったと考えられる。

(2) チモールにおける軍事占領政策組織

チモールにおける軍事占領政策実行組織は陸海軍双方が有していた。

海軍は南西方面艦隊民政府（マカッサル）の下に、モルッカ諸島及び小スンダ列島を管轄する小スンダ民政部があり、その下にクーパン支部があった²⁷。しかしながら絶対国防圏決戦指導にはこの地域には殆ど海軍戦力が所在していなかったし、見るべき産業資源もなかったところからその活動は極めて低調であったようである。ただし、治安の維持は必要であったことから憲兵組織をもたない海軍は文民警察を海軍警部として派遣し治安の維持を図った²⁸。

次に陸軍であるが、正式の軍政機関は軍以上のレベルにしかなく、作戦単位である師団にはない。したがって、適宜、軍から特務機関等を派遣することになっていた。実際のところ、チモールには第16軍から富機関及び第5憲兵隊が派遣されてはいたが、いずれも治安維持及び防諜を任務とする小規模の部隊でしかなかった。なぜなら、西半は海軍の軍政担任であったし、東半は中立国であったため、治安維持以上の軍政機関を派遣することはできなかったのである。では現実問題として、現地労働力を如何に動員したかという点、その主体を担ったのは、各中隊単位で臨時に編制した「宣撫班」と呼ばれる渉外機関であった²⁹。当時は各中隊単位で島中に分屯していたが、原住民と良好な関係を維持するため、中隊ごとに渉外機能を保持する必要に迫られたのである。したがって、師団・連大隊が出した道路整備命令を受領した中隊は、この宣撫班を原住民酋長の下に派遣し、協力を要請する。そして酋長はその要請に応じ、適切な労働力を提供し中隊に協力する、という形をとったものと思われる。

つまり、組織の面においてはチモールにおける軍事占領政策の最大の特徴は、指揮系統の明確な命令指示なしに、各中隊が任務達成の必要性から自発的に軍事占領政策を行ったことにあり、ここでも陸海軍の政策的調整はなされておらず、軍事占領政策の面でも陸軍が主体となり行われていた。

(3) 軍事占領政策の実態

さて、このように複雑な状況の下で中隊毎に行った軍事占領政策、言葉を変えて言えば、

指揮系統に拠らない非組織的軍事占領政策の実態は今までの認識を変えるものであった。

一般的に、第2次世界大戦中の日本軍が行った軍事占領政策は、失敗面を強調されることが多い。チモールにおいても、陸上自衛隊をPKOとして東チモールに派遣するに際して、「強制売春」、「4万人虐殺」、「強制労働」を指摘する声が内外からあがった³⁰。確かに、非組織的軍事占領政策の中ではこのようなことが行われやすい。しかし、第48師団正面の軍事占領政策が成功し、道路構築及び食糧自給の面で見べき成果を収めたことから考えれば、この声そのものに疑問を感じずる。

そこで、現地部隊が行った軍事占領政策の基盤となる「部隊秩序の維持」、「撫民工作」及び最も力を入れた「道路整備と食糧自給」に関し、実態を明らかにし、占領政策成功のための要件を考察する。

a 部隊秩序の維持と「強制売春」問題

部隊秩序を維持することは、軍事占領政策を遂行するうえで必要不可欠となる。なぜなら、軍隊の秩序が崩壊したうえで軍事占領政策を行えば、それは無法者が行う略奪に堕してしまうからである。もちろん、部隊秩序維持のために各級指揮官の指導や憲兵隊による犯罪捜査が行われている。ただし、それだけでは防げないのはあらゆる集団で数少ないながらも不祥事が起こることでも明らかである。

土橋師団長も、比島作戦直前に、戦場における略奪、強姦、虐殺は絶対に罷りならぬと命令し、それでもなお比島作戦終了時に、略奪2件、強姦2件の報告が入るや、被疑者4名は軍法会議に送致するとともに、関係連隊長を懲戒処分（重謹慎5日）に処している³¹。つまり軍規厳正な第48師団においても不祥事は存在した。

日本軍はこのような問題に対処するため、第1次上海事変の時から慰安所を開設することにしていった。なぜなら、戦火が一応収まり、警備任務に移行した際に、現地軍指揮官は強姦事件等の頻発に悩まされたからであった。この解決策として、娯楽施設を設置し性的問題の解決を図ったのである。つまり、慰安所の設置は、一般的なイメージである慰安というよりも不祥事防止が目的だったのである³²。

したがって、第48師団も駐留地域内に民間経営の慰安所開設を許可したものと思われる。この結果、表立っては、このような不祥事は姿を消した。

ところが、「この処置が強制売春である。」と指摘する声があがった³³。当時、チモールには、沖縄の民間業者が連れてきたとされる朝鮮人、ジャワ人主体の慰安所と宣撫班の求めに応じ原住民酋長が提供した原住民主体の慰安所の2種類があった。朝鮮人、ジャワ人主体の慰安所については民間業者の経営であり、直接軍事占領政策とは関係がないため、この検討を省き、原住民主体の慰安所のみを検討する。

まず、何故原住民主体の慰安所が必要であったのだろうか。第48師団は中隊ごと島中に配置されていたが、この中隊ごとの駐屯地には見るべき娯楽施設がなく、都市部にすでに開設されていた慰安所とは無縁の存在であった。このような状況では、不祥事が発生しかねないため、中隊独自で、宣撫班を通じ原住民酋長に依頼したものと思われる。もちろん全ての中隊が依頼したわけではないようである。なぜなら、台湾歩兵第1連隊では、軍医が「原住民女性は風呂に入る習慣がなく、衛生上問題がある。」として許可しなかった³⁴としているし、また台湾歩兵第2連隊では、下士官会議にかけたところ「性的対象として原住民を見ることができず不要」として、開設しなかった³⁵との証言がある。ただし、少なくとも第47連隊においては慰安所開設に踏み切ったようである³⁶。

慰安所の開設自体は特別問題ではなかろう。なぜなら、この種施設は、当時日本にも公娼として存在していた。しかしながら日本軍の武力により強制的に従事させられたとしたら、これは重大な人権問題であるばかりでなく、明白な国際法違反である。では、果たしてこの慰安所に働いた女性は日本軍により強制的に働かされたものであったろうか。

慰安所設置の目的は、既述のとおり原住民に対する不祥事防止であった。作戦遂行のため原住民の協力を得る必要があった第48師団が、撫民工作上の不利をおしてまで強制的に女性を狩り集めると言うことは、目的に合致していない。また、現地で生存者にインタビューをしたところ、そのような事実はなかったし、もし仮にあったとしたら、島民は日本軍に協力することはなかった³⁷、としている。

次に当時の原住民の女性観は、現在我々が男性のパートナーと考えているのとは全く違い、男性の財産と考えていたことである。終戦後の1961（昭和36）年、京都大学探検部が調査したところ、彼らには売買結婚の風習が残り、多額の結納をしなければ男性は嫁をもらうことができないため、婚期を過ぎた独身男性が多くいたとのことである³⁸。また、当時の部族紛争の様子を見たものは、「負けた部族は賠償金の代わりに勝った部族に対し女性を差し出していた」と証言している³⁹。つまり、彼らにとって女性は私有財産であり、宣撫物資等の見返りがあれば進んで女性を差し出すことは極めて自然な行動であったと思われる。

日本軍による強制売春の事実がなかったということは、元台湾特別志願兵たちも異口同音に指摘している⁴⁰ことでもある。ただし、日本軍が強制しなかったにせよ、売春が現地女性の自発的意志であったかどうかは、今なお疑問が残る。

b 撫民工作と「4万人虐殺」問題

撫民工作とは、治安の回復・維持のみならず、協力的原住民の育成・強化も含まれる。治安の回復・維持は、既述のとおり東チモールにおいては憲兵隊及び富機関が、西チモー

ルにおいては文民警察が実施していた。ただし、占領当初は豪州軍が同軍に協力的な原住民とともに中部山岳地帯に拠って抵抗を継続していたため、第47連隊がこれを討伐している。また、1944（昭和19）年にはチモール島東端にあり、5～6名の日本兵が分屯していたキサロ島及びスルマタ島で原住民の反乱が起き、守備隊は全滅した。これに対し、台湾歩兵第2連隊が討伐している⁴¹。特にスルマタ島討伐の際には、「現地華僑民家の入り口に『擁護蒋介石』の看板があった。」と、この討伐に参加した元台湾特別志願兵が述べている⁴²ことに注目したい。つまり、日本軍が優勢な地域においては治安が回復されたが、豪州軍が優勢な地域、また中国国民党の反日工作が成功した地域においては不安定であったと考えられる。

また、協力的原住民の育成・強化という点では、第48師団が駐屯する際、撫民工作用として、原住民が最も欲するといわれる綿布を大量に搬入している⁴³。宣撫班はこれらの資材を用いるとともに、軍政実施の基本方針の中の「極力残存統治機構を利用する。」及び「従来の組織及び民族的慣行を尊重する。」の項を準用して原住民酋長を通じて協力を求めた。さらに海軍は、軍政地域内のカトリック信者の信仰を守るため、日本人司教をフローレス島まで進出させている⁴⁴。彼らがチモール島まで渡ったかどうかは定かでないものの、海軍もまた撫民工作には意を用いていたのである。

これらの撫民工作が功を奏し、概して原住民の対日感情は好転したもようである。その証拠として、豪公刊戦史には「もはや好意的原住民がいなくなった」として、1943（昭和18）年2月以降情報部隊を除き撤収している。また、その後3度にわたり情報部隊を潜入させたが、日本軍に協力する原住民の通報により何れも捕虜になっているのである⁴⁵。

では、何故「4万人虐殺説」が生じたのであろうか。戦争被害の算定の際、ポルトガル政庁が発表した人口調査結果において戦前と戦後の差が4万人であったことを受けて、「日本の占領期に虐殺、病死、餓死等で4万人が亡くなった」と豪州の研究が国連に報告された⁴⁶。これが戦後50年を経て東チモール問題に世界の耳目が集まったとき、朝日新聞が「日本軍が原住民を4万人虐殺した」と報じたものである⁴⁷。

さて、当時の東チモールでは正確な戸籍がない状況であったので、ある程度の誤差があるのは当然と考えられる。また、島の中央で国境があったが、原住民同士の行き来は頻繁で、連合軍の爆撃の被害を避けるため一時的に西側に避難をした者及び豪州軍に協力したため豪州軍撤退とともに一緒に豪州大陸に避難した者もいた。したがって、まず4万人という数字自体が誤差の範囲である可能性が高い。さらに、日本で報道されたときには病氣、餓死の文言が消えたのは報道側の姿勢の問題と言わざるを得ない。また、元台湾特別志願兵に対する聴き取り調査の結果⁴⁸からもクメールルージュやナチスのような政策に基づく虐殺はなかったと言えるし、原住民との間に良好な関係を構築する必要があったことを併

せ考えれば、そもそも虐殺の必要性がない。つまり、これは戦争被害算定にあたっての資料の取り扱いに問題があり、かつ日本での報道時における翻訳ミスが考えられる。

ただし、これを虐殺というべきかどうかは議論の余地があるが、敵性原住民の処分や親日部族と親豪部族との間での紛争による被害は当然あったものと思われる。というのも、生存者の証言の中で、降伏を勧告しに行った小隊長を殺害された仕返しとして、討伐後に原住民のリーダーを人知れず処分した状況を見た、というものがある⁴⁹。またBC級戦犯裁判資料には、敵性原住民及び窃盗犯に対する拷問致死が12件あがっている⁵⁰。更に討伐の際参加した原住民が、敵対する原住民を襲うということも、厳しい部族対立が存在したチモール社会にあってはそれほど不自然なことではない。これらがイメージとして「4万人虐殺」を生み出したものと思われる。

c 道路整備・食糧自給と「強制労働」問題

無民工作を基盤として推進しなければならなかった作戦上の要求は道路整備と食糧自給であった。

第48師団が自動車化師団であるという特性上、その戦力発揮を図るためには道路がぜひとも必要であったが、占領直後に作戦路として使えるのはクーパンからアタプブ、デリーからラウテンにいたる経路のみで、その他は1000キロ（四国一周分）にわたり、少なくとも片側1車線以上の道路を改修もしくは新設しなければならなかった。しかも、工事に使える期間は6月～11月までの乾季のみであった。そこで中隊ごとに担当地域を割り当て、各中隊は原住民酋長に協力を依頼し総数3万人を使役して、絶対国防圏崩壊後の1944（昭和19）年10月、ようやく完成を見た⁵¹。その道路は今日でも使われている。

道路整備と並んで第48師団が行わなければならなかったことが、食糧自給である。というのも、1943（昭和18）年末以降、逐次補給用船舶が不足し、また制海権及び制空権の喪失から、せっかく補給用船舶が到着しても接岸寸前で撃沈されることが多くなった。このような状況から、土橋師団長は、食料支給の定量半減及び現地自活を決心し、1万町歩（香川県の面積の約7割）の水田開拓を命じている⁵²。

しかしながら、チモールは水田開拓にはやや不向きだったらしい。なぜなら、乾季・雨季がはっきりしており、平野部は乾季には全く水がなく雨季にはたちまち暴れ川が発生する状況で、ダム等の水利施設がない当時ではかなり困難な環境であった。また、気温が高すぎるため、野菜等は栽培してもたちまち退化してしまい食用にならなかった⁵³。したがって、高山地帯において水田工作及び野菜の高地栽培を行った。実際、完成した水田は3千町歩程度であったらしいが二期作が可能であり、また野菜の高地栽培も適度な気温から成長が早いと、1945（昭和20）年以降自活するに十分な量の収穫を見込めるようになった

⁵⁴。この際においても原住民を使役しているが、焼畑農業程度の農業技術しか持たない彼らは水田耕作や高地栽培といった農業技術を知るはずもなく、教育しつつの使役であった。また、中隊の担当地域によっては、自然環境から日本の農業技術より原住民の焼畑農業が適している地域もあり、逆に日本軍が原住民に焼畑農業を教わり、主にトウモロコシ、サゴ椰子（実から澱粉をとり食用にする。）を栽培した⁵⁵。まさに農業技術の交換であった。なお、終戦後、現在にいたるまでこの水田は使用され、原住民の食生活は米食主体に変化した。

ところで、この使役の実態はどのようなものであったろうか。というのも、使役にあたって「強制労働」の指摘がなされているからである。

強制労働に関し明確な定義はないが、一般的イメージとしては「強制的に、無償もしくは極めて低賃金で、暴力により劣悪な環境の下で過酷な労働を強いられる。」といったものであろう。仮にこれで定義するにしても、その内容は極めて曖昧である。労働というものは多かれ少なかれ意に反しているが、生活のために行うものである。賃金は地域の物価水準や時代により高低の感じ方はずいぶん違う。暴力も、言葉の暴力から生死を分ける暴力まで様々だ。したがって、強制労働か否かとは、労働者がどのような待遇を受けたかというよりも、むしろ使用者側が意図的にこのような労働を強いたかどうか、つまりその悪意が第1の力点となろう。しかしながら、悪意さえなければ何をやっても許されるわけでもないことから、日本人の労働環境に比しどうであったかが第2の力点となろう。

まず、労働者の募集は日本軍が直接行ったものではなく、原住民酋長を通じて行ったものであった。したがって、直接的には日本軍は関与していない。また、当時のチモール社会においては、酋長は生殺与奪の権すら持つ絶対的な存在であったことから、他にも酋長による強制は数多くあったのであろうし、またそうでなかったらこの飢餓線上にある社会は生き延びてこれなかったであろう。したがって、宣撫物資の見返りとして日本軍に協力せよ、と言う酋長の強制も数多くあった強制の一つに過ぎない日常の一コマととらえることができる。ただし、もちろん軍事占領している日本軍が酋長に協力を求めたということは、酋長からすれば事実上の強制である、という反論も成り立つ。だが、そもそも強制が必要になってくるのは、それをもってしなければ任務達成ができない、というぎりぎりの状況である。この道路整備や食糧自給は確かに大工事であったが、陸上幕僚監部施設課の試算に拠れば、当時の装備をもってしても日本軍独力でなんとかできるものであった。さらに、期待していたはずの原住民労働力も、実際の労働では、原住民は一樣に力が弱く、碎石作業等、文字どおり協力の域を出ない期待はずれのものであり⁵⁶、あれば有利、なくてもしのげるといった程度で、撫民工作上のマイナス面を考慮すれば、強制は決して割の合うものではなかったのである。また、酋長からすれば、労働力を提供すれば、原住民も

少ないとはいえ何らかの対価を得られるのであり、飢餓線上の状態を考えれば、決して損な話でもなかった。であるならば、労働力提供のやり取りは、日本軍としても悪意なく、酋長や原住民としても損のないありふれた使役の形態と言えまいか。

また、対価の支払いも1日あたりの賃金がいかなるものであったかはわからないが、一応支払われている。戦後全く紙切れとなった軍票を使用したこと自体悪意の現れだ、という反論は歴史の後知恵の所産以外の何者でもない。なぜなら支払った当時は、日本政府として信用を供与していたわけだし、日本が負けることを想定して流通させたものではないからである。また、日本軍は軍票の信用を維持するため、たびたび綿布、塩といった原住民が製造技術を持たない製品と交換している⁵⁷。つまりこの面からも悪意は感じられないのである。

では、次に日本人に比して苛酷な労働環境であったかという面について検討してみる。日本軍はこの労働にあたり、功をあせるあまり言葉やビンタといった暴力を使用したとしても鞭等を使用していたわけではないため、これは日本人に対するものと変わらない。また環境の劣悪さと労働の苛酷さは、別に原住民だけに襲い掛かったわけではなく、日本軍も等しくその被害にあっている。「この工事の過程で、補給逼迫による栄養不足から生ずる風土病に対する抵抗力減退により、日本兵及び原住民あわせて1日あたり2～3名の割合で熱帯性潰瘍及びアメーバ赤痢が発症した。」という軍医の証言⁵⁸もある。

ただし、日本軍による強制労働ではなかったにせよ原住民にとってこの使役が相当苦しいものであった、ということは容易に想像できる。というのも、労働習慣の違いは想像以上に労働に苦しみを増すものだからである。日本も明治維新後、欧米に習い、労働習慣の改善を多くの分野で行ってきた。最終的には、これらの努力は実を結ぶわけだが、導入当初は多くの抵抗が存在した。つまり、「強制労働」のイメージの実態は、時間の厳守や分業といった近代的かつ組織的労働要領を受け容れる過程で生ぜざるを得ない労働習慣の変更がもたらしたものと思われる。

3 教 訓

マリアナ失陥に代表される絶対国防圏崩壊後終戦に至るまで、結局この地に連合軍は進攻せず、終戦とともに第48師団は豪州軍に降伏し、その後殆どは日本に帰還した。そして、彼らの整備した道路及び水田もしくは農業技術はその後も原住民のための重要な社会資本となった。このことは軍事作戦という観点では戦勝とは呼べないにせよ、軍事占領政策という観点では十分な成功といえよう。

他方、軍事作戦と軍事占領政策の関係という観点で見るとき、チモールにおける軍事占

領政策の成功がチモール方面における軍事作戦、豪北正面における軍事作戦、ひいては「絶対国防圏構想」に可能性を付与した、と言う重大な意味を持つ。ここに、作戦構想における軍事占領政策の有効性ないしは重要性を見出せる。

そもそも「絶対国防圏構想」とは、戦争継続にあたり必要最小限確保すべき地域を定め、この地域に対する連合軍の反攻においては陸海軍協同し、これを撃破しこの地域を確保するものであった。もちろんマリアナ正面及びニューギニア北岸正面においては、先行研究⁵⁹の示すとおり、まがりなりにも陸海軍協同の態勢はとられていた。しかしながら、チモール正面は、反攻ルートの一つと見積もっているにもかかわらず、海空の支援を受ける予定がない支作戦正面であった。つまり戦争資源の配分上は極めて劣位にあったと言わざるを得ないが、これは「絶対国防圏構想」における内線屈敵の思想から見れば、極めて憂慮すべき事態であった。なぜなら「絶対国防圏」は、文字通り敵の侵入を絶対阻止すべきものであるから、そこにはいかなる地域であっても配備に抜けがあってはならないからである。では、果たしてこの正面が海空の支援が受けられない支作戦正面であったことを理由に、絶対国防圏構想そのものが、策定時すでに破綻していたと言えるのであろうか。

当時、確かに陸軍は、曲がりなりにもマリアナ、ニューギニア、チモールに配兵を終了していたが、これに協力する海軍は第1機動艦隊があったのみである。この状況の中では、統合作戦を実施する正面は1多くとも2に限定しなければ作戦の成功の見込みが薄い。なぜなら、対応する正面が多くなればなるほど、第1機動艦隊の待機位置等に制限を受けるばかりでなく、その他の戦争資源も分散せざるを得ない。では、どの正面に主たる努力を傾注するかが問題になるが、地理的位置からすれば、マリアナ及びニューギニアかニューギニア及びチモールのいずれかであり、公算順位からすれば自然とマリアナ及びニューギニアとなる。ここで問題となるのはチモール正面の処置である。ここに海空の支援なしでも作戦を実施し、敵の反攻を撃破できなくとも止められるという確信がなくては絶対国防圏構想そのものが崩壊するのである。

そして、その鍵を握ったのがチモールにおける軍事占領政策の成否であった。なぜなら、陸軍はなけなしの自動車化師団である第48師団を配置していたため、道路さえあれば柔軟に敵の進攻を食い止めることに期待が持てたのである。そして、この師団は、不安定な原住民社会、複雑な国際関係及び連合軍による封鎖による補給逼迫という困難な状況の中で、軍政担任及びポルトガルへの中立尊重の建前から中隊ごと末端部隊が軍事占領政策を行わなければならないという極めて特殊な要領ながらも任務を立派に達成し、チモールにおいては陸軍独力で作戦を行えるという確信を得られるようになった。つまり、第48師団の軍事占領政策の成功そのものが、絶対国防圏構想そのものに基盤と可能性を与えたのである。

ここにこそ、全般作戦構想における軍事作戦と軍事占領政策の関係を見ることができる。もし、このように軍事占領政策を成功させることができたなら、より多くの部隊やその他の資源を軍事作戦に投入し、より容易に戦勝を獲得できるのである。したがって、作戦構想策定時には軍事作戦計画と密接不可分に軍事占領政策を立案すべきであろう。

また、第48師団の成功を通じ、軍事占領政策と軍事作戦の関係について新たな視点を見出せる。一般的に言えば、軍隊がその軍事合理性を追求するとき、人道という概念と常にぶつかり合ってきた。であるからこそ、現在の国際法において、占領軍の至上の権能を認めながらも、占領地の住民保護の立場で占領軍に種々の制約を課していることから明らかである。しかしながら、第48師団の行動は、劣勢な環境にある占領軍が軍事合理性を追求するには、かえって人道的な配慮を行う必要があることを示している。

では、どのように軍事占領政策をおこなえば、成功を期し得るのであろうか。ここでは、第48師団が行った軍事占領政策の実態が役に立つ。

まず、軍規を厳正に保持することであろう。軍規厳正であった第48師団でさえも不祥事は存在した。これに対し、師団長は厳しい処分を下した。無論、現在では慰安所を認めることはできないが、常に緊張状態を強いられる軍事占領政策を行う部隊には、何かの形の気晴らしは必要であろう。また可能な限り部隊交代を行うことが望ましい。

次に、占領地域に対し軍事力のプレゼンスを示し、敵対勢力の侵入を阻止することであろう。東チモールにおいて反乱の起こった地域は、島しょ部や山岳地帯等であり、いずれも小隊以下の部隊しか配置していなかった地域であった。このような地域には敵対勢力の工作が成功しやすいのである。したがって、中隊以上の単位で占領地域全域に分屯することであろう。

最後に、地域の伝統社会を破壊することなく敬意を払い続けることであろう。第48師団の各中隊は、直接的に島民に協力を求めたわけではなく、酋長を通じて軍事占領政策を行った。これが結果的に酋長の権威を高め伝統社会を破壊せずにすんだため、原住民もよりスムーズに軍事占領政策を受け容れることができたのである。

これらのことを考えれば、米国のイラク占領政策の評価及び日本がとるべき対応を案出することが可能である。

翻ってイラクの現状を見てみると、報道によれば、厳しい環境のもとにあっても米軍の規律は守られているし、また宗教指導者等に対する敬意の払い方を見れば伝統社会を破壊しているようにも見えない。しかし、テロが絶えないのは、占領地域に対する軍事力のプレゼンスが過少なため、敵対勢力の侵入を阻止することができないからではないだろうか。

このような状況の中で、もし日本がイラクの安定を欲するならば、とるべき対応は明らかである。迅速に自衛隊を派遣して、復興支援により地域の安定化を図り、この地域に所

在する米軍の負担を軽減する。その上で米軍が不安定な他地域に対し軍事的プレゼンスを示すことができれば、治安を回復させ、またテロ勢力の侵入を防ぎ、より迅速にイラク全体を安定させうる可能性が高くなる。

- ¹ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部<2>』（朝雲新聞社、1968年）650頁。
- ² 同上、650頁。
- ³ 同上、648頁。
- ⁴ 『戦史叢書 豪北方面陸軍作戦』（朝雲新聞社、1967年）219頁。
- ⁵ 土橋勇逸『軍服生活四十年の思い出』（劉草出版、1985年）482頁。
- ⁶ 同上、482頁。
- ⁷ 『戦史叢書 蘭印攻略作戦』（朝雲新聞社、1967年）100頁。
- ⁸ 同上、395頁。
- ⁹ Lionel Wigmore, THE JAPANESE THRUST (Canberra: Australian War Memorial, 1957), p. 470.
- ¹⁰ 『戦史叢書 蘭印攻略作戦』367頁。
- ¹¹ Dudley Macarthy, South-West Pacific War First Year (Canberra: Australian War Memorial, 1957), p. 602.
- ¹² 『戦史叢書 豪北方面陸軍作戦』26頁。
- ¹³ 同上、59頁。
- ¹⁴ 同上、65頁。
- ¹⁵ 同上、26頁。
- ¹⁶ 「大本営政府連絡会議決定綴 其の八」（防衛研究所図書館所蔵）。
- ¹⁷ 『戦史叢書 豪北方面陸軍作戦』195頁。
- ¹⁸ 同上、175頁。
- ¹⁹ 同上、199頁。
- ²⁰ 同上、225頁。
- ²¹ 同上、225頁。
- ²² 「第四十八師団終戦処理状況報告」（防衛研究所図書館所蔵）。
- ²³ 南星会『第四十八師団（台湾混成旅団）戦史』（南星会、1967年）7頁。
- ²⁴ 「第四十八師団終戦処理状況報告」。
- ²⁵ 同上。
- ²⁶ 土橋『軍服生活四十年の思い出』484頁。
- ²⁷ 三宅正樹『第二次大戦と軍部独裁』（第1法規出版、1983年）62頁。
- ²⁸ 同上、60頁。
- ²⁹ 南星会、第48師団戦友会、筆者によるインタビュー（於熊本市、2001年10月15日）。
- ³⁰ 「東チモールに自由を！全国協議会『声明』」（2002, 2, 20）及び朝日新聞「論壇」（1985, 4, 17）。
- ³¹ 土橋『軍服生活四十年の思い出』444頁。
- ³² 秦郁彦『慰安婦と戦場の性』（新潮社、1999年）63頁。
- ³³ 「東チモールに自由を！全国協議会『声明』」。
- ³⁴ 南星会、第48師団戦友会、筆者によるインタビュー（於福岡市、2002年5月20日）。
- ³⁵ 南星会、第48師団戦友会、筆者によるインタビュー（於熊本市、2001年10月15日）。
- ³⁶ 同上。
- ³⁷ ロナルド、東チモール人生存者、筆者によるインタビュー（於東チモール、デリー市、2003年2月10日）。
- ³⁸ 京都大学探検部チモール調査隊「忘れられた南の島」（京都大学図書館所蔵、1961年）。
- ³⁹ 南星会、第48師団戦友会、筆者によるインタビュー（於別府市、2002年11月23日）。

- ⁴⁰ 南星会、第 48 師団戦友会、筆者によるインタビュー（於台北市、2002 年 2 月 10 日）。
- ⁴¹ 南星会、第 48 師団戦友会、筆者によるインタビュー（於熊本市、2001 年 10 月 15 日）。
- ⁴² 南星会、第 48 師団戦友会、筆者によるインタビュー（於台南市、2002 年 2 月 9 日）。
- ⁴³ 南星会、第 48 師団戦友会、筆者によるインタビュー（於熊本市、2001 年 10 月 15 日）。
- ⁴⁴ 志村辰弥『教会秘話』（聖母の騎士社、1991 年）141 頁。
- ⁴⁵ Dudley Macarthy, *South-West Pacific War First Year*, (Canberra: Australian War Memorial, 1957), p. 624.
- ⁴⁶ Geoffrey C. Gunn, *Timor Lore Sae: 500 years*, (Livors Do Oriente, 1999) p. 236.
- ⁴⁷ 朝日新聞「論壇」（1985, 4, 17）。
- ⁴⁸ 南星会、第 48 師団戦友会、筆者によるインタビュー（於台北市、2002 年 2 月 10 日）。
- ⁴⁹ 「第四十八師団終戦処理状況報告」。
- ⁵⁰ 茶園義男『BC 級戦犯裁判和蘭裁判記録資料・全巻通覧』（不二出版、1992 年）。
- ⁵¹ 「第四十八師団終戦処理状況報告」。
- ⁵² 土橋勇逸『軍服生活四十年の思い出』450 頁。
- ⁵³ 南星会、第 48 師団戦友会、筆者によるインタビュー（於大分市、2001 年 10 月 14 日）。
- ⁵⁴ 土橋勇逸『軍服生活四十年の思い出』451 頁。
- ⁵⁵ 南星会、第 48 師団戦友会、筆者によるインタビュー（於熊本市、2001 年 10 月 15 日）。
- ⁵⁶ 同上。
- ⁵⁷ 南星会、第 48 師団戦友会、筆者によるインタビュー（於武生市、2001 年 9 月 8 日）。
- ⁵⁸ 同上。
- ⁵⁹ 『戦史叢書 豪北方面陸軍作戦』。

（元防衛研究所戦史部所員、防衛大学校総合安全保障研究科学生）